

新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後				改正前			
主要省略用語一覧表				主要省略用語一覧表			
索引	省略用語	条項	省略された用語	索引	省略用語	条項	省略された用語
さ	最高裁通達	第3条関係 5の(1)	<u>平成2年12月13日付最高裁民3第499号</u> (<u>訟一―2</u>)「 <u>滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する事務の取扱いについて</u> 」最高裁判所事務総局民事局長通達の記	さ	最高裁通達	第3条関係 5の(1)	<u>昭和55年9月30日付最高裁民3第1112号</u> (<u>訟一―2</u>)「 <u>滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する事務の取扱いについて</u> 」最高裁判所事務総局民事局長通達の記
	(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)
<p>第2章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等</p> <p>第1節 動産に対する強制執行等</p> <p>第3条関係 強制執行による差押え</p>				<p>第2章 滞納処分による差押えがされている財産に対する強制執行等</p> <p>第1節 動産に対する強制執行等</p> <p>第3条関係 強制執行による差押え</p>			
<p>5 謄本を交付する場合の留意事項</p> <p>執行官からこの条関係3に掲げる書類の謄本の交付の請求があつた場合には、徴収職員は、次に掲げる事項に留意し、速やかに謄本を作成の上、執行官に交付するものとする。</p> <p>(1) 執行官が郵送による謄本の交付を求める場合には、必要な郵便切手を徴収職員に提出することになっている(<u>平成2年12月13日付最高裁民3第499号</u>(<u>訟一―2</u>)「<u>滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する事務の取扱いについて</u>」最高裁判所事務総局民事局長通達の記(以下「最高裁通達」という。)一の2)ので、その郵送料に相当する郵便切手の提出を求めること。</p> <p>(2)・(3) (省略)</p>				<p>5 謄本を交付する場合の留意事項</p> <p>執行官からこの条関係3に掲げる書類の謄本の交付の請求があつた場合には、徴収職員は、次に掲げる事項に留意し、速やかに謄本を作成の上、執行官に交付するものとする。</p> <p>(1) 執行官が郵送による謄本の交付を求める場合には、必要な郵便切手を徴収職員に提出することになっている(<u>昭和55年9月30日付最高裁民3第1112号</u>(<u>訟一―2</u>)「<u>滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する事務の取扱いについて</u>」最高裁判所事務総局民事局長通達の記(以下「最高裁通達」という。)一の2)ので、その郵送料に相当する郵便切手の提出を求めること。</p> <p>(2)・(3) (同左)</p>			

新旧対照表

改正後	改正前
<p>8 執行官から「差押書」を受領した場合の処理</p> <p>執行官から「差押書」の交付を受けた場合は、徴収職員は、次に掲げる処理をするものとする。</p> <p>なお、受領した「差押書」に記載されている事項が規則第5条に規定する事項を完全に満たしていないが補正可能なものである場合は、徴収職員は、適当な期間を定めて執行官に所要の補正をさせるものとする。</p> <p>(1) 執行官から交付を受ける「差押書」には、副本1通が添付されることになっている（最高裁通達一の1）ので、この「差押書」の副本に受付年月日を記入し<u>記名した上</u>、速やかに執行官に返送する。この場合の返送に必要な郵便切手は、「差押書」を交付する際、執行官が徴収職員に提出することになっている（最高裁通達一の1）。</p> <p>（注） 他の執行官から仮差押えをした旨の通知を受けているときは、その旨を「差押書」の副本に記載することに留意する</p> <p>(2) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分</p> <p style="text-align: center;">第1節 動産に対する滞納処分</p> <p style="text-align: center;">第21条関係 滞納処分による差押え</p> <p>2 「差押（通知）書及び交付要求書」の返還</p> <p>執行官は、「差押（通知）書及び交付要求書」（別紙様式11）の交付を受けたときは、その副本に受領年月日及び他の滞納処分による差押えがあるときはその旨を記入し、<u>記名して</u>徴収職員に返還することになっている（最高裁通達十）。この場合において、既に他の滞納処分による差押えがされているときは、徴収職員は、速やかに滞納処分をした徴収職員等に参加差押えをするものとする。</p>	<p>8 執行官から「差押書」を受領した場合の処理</p> <p>執行官から「差押書」の交付を受けた場合は、徴収職員は、次に掲げる処理をするものとする。</p> <p>なお、受領した「差押書」に記載されている事項が規則第5条に規定する事項を完全に満たしていないが補正可能なものである場合は、徴収職員は、適当な期間を定めて執行官に所要の補正をさせるものとする。</p> <p>(1) 執行官から交付を受ける「差押書」には、副本1通が添付されることになっている（最高裁通達一の1）ので、この「差押書」の副本に受付年月日を記入し<u>記名押印した上</u>、速やかに執行官に返送する。この場合の返送に必要な郵便切手は、「差押書」を交付する際、執行官が徴収職員に提出することになっている（最高裁通達一の1）。</p> <p>（注） 他の執行官から仮差押えをした旨の通知を受けているときは、その旨を「差押書」の副本に記載することに留意する</p> <p>(2) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第3章 強制執行等がされている財産に対する滞納処分</p> <p style="text-align: center;">第1節 動産に対する滞納処分</p> <p style="text-align: center;">第21条関係 滞納処分による差押え</p> <p>2 「差押（通知）書及び交付要求書」の返還</p> <p>執行官は、「差押（通知）書及び交付要求書」（別紙様式11）の交付を受けたときは、その副本に受領年月日及び他の滞納処分による差押えがあるときはその旨を記入し、<u>記名押印して</u>徴収職員に返還することになっている（最高裁通達十）。この場合において、既に他の滞納処分による差押えがされているときは、徴収職員は、速やかに滞納処分をした徴収職員等に参加差押えをするものとする。</p>

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2節 不動産又は船舶等に対する滞納処分</p> <p style="text-align: center;">第29条関係 滞納処分の通知</p> <p>2 「差押（通知）書及び交付要求書」の返還 執行裁判所が「差押（通知）書及び交付要求書」（別紙様式11）を受取つたときは、裁判所書記官は、その副本に受領年月日を記入し、<u>記名して</u>徴収職員に返還することになっている（最高裁通達13）。</p>	<p style="text-align: center;">第2節 不動産又は船舶等に対する滞納処分</p> <p style="text-align: center;">第29条関係 滞納処分の通知</p> <p>2 「差押（通知）書及び交付要求書」の返還 執行裁判所が「差押（通知）書及び交付要求書」（別紙様式11）を受取つたときは、裁判所書記官は、その副本に受領年月日を記入し、<u>記名押印して</u>徴収職員に返還することになっている（最高裁通達13）。</p>